



## 平成 30 年度事業承継税制の改正ポイント

事業承継税制とは、中小企業や小規模企業を対象に、後継者が贈与・相続により取得した財産（株式、不動産等）に係る贈与税・相続税を納税猶予、免除できる制度である。平成 30 年度の主な改正ポイントは、次の 6 つである。

- ①対象者の拡大：経営者である親 1 人から後継者である子 1 人への承継が対象だったのが、経営者以外の親族および親族外を含める複数の株主から複数の後継者（最大 3 人）への承継も対象に。
- ②対象株式の拡大：発行済議決権株式の 3 分の 2 が対象だったのが、全株式が対象に。
- ③猶予割合の拡大：贈与税 100%、相続税 80%だったのが、贈与税、相続税ともに 100%納税猶予（後継者の納税負担が実質ゼロに）。
- ④雇用要件の緩和：5 年間の雇用 8 割維持が必須条件だったのが、雇用 8 割維持が未達でも理由書の提出・承認で適用。
- ⑤新たな減免制度：後継者が自主廃業や売却を伴う場合、承継時の株価をもとに計算した納税額を支払っていたのが、売却額や廃業時の評価額をもとに納税額を再計算し、差額を減免可能。
- ⑥相続時精算課税制度：贈与者の子や孫でない場合の贈与も適用。

贈与税・相続税の納税猶予が適用されるためには、2027 年までに承継を行う者が、2022 年までに「特例承継計画」を管轄の都道府県庁へ提出し、承認される必要がある。中小企業庁のホームページに、平成 30 年度事業承継税制改正の概要と特例承継計画の様式が掲載されているので、検索して参考にさせていただきたい。贈与の実行または相続が開始すると、特例承継計画を添付して都道府県庁へ認定申請し、管轄の税務署へ申告する手続きが必要となる。

本制度は、近年の後継者不足の問題において、税務面で大変有効な制度である。本制度の活用で、後継者が支払う贈与税・相続税の納税負担および後継者の心理的負担が軽減されるので、円滑な事業承継につなげることができる。

ただし、納税猶予条件を満たしているか申告期限後 5 年間に渡って年次報告書の提出を求められたり、後継者は株式を保有し続ける必要があるなどデメリットもあり、それらを十分理解した上で、税理士等の専門家、事業承継引継ぎセンター、商工会議所等の公的機関に相談し、「特例承継計画」の作成に取り組んでみることをお勧めする。

(執筆者：C の会 和田純子)

※ J R S 経営情報の中から、次のコンテンツを参考にしてください。

- 事業承継 1 / 事業承継の 5 つのステップと様々な支援体制 . . . . . (2017-0770)
  - 事業承継 2 / 事業承継の時に用意しておく書類 . . . . . (2017-0771)
  - 事業承継 3 / 事業承継計画の策定方法 . . . . . (2017-0772)
  - 事業承継 4 / 後継者の選定方法 . . . . . (2017-0773)
  - 事業承継 5 / 自社株価の計算方法と経営承継円滑化法の活用 . . . . . (2017-0774)
- ( ) 内は情報番号です

なお、お客様にコンテンツを提供される場合には、最初のページに「サンプル」と表示してください。またお探しの情報が不明な場合はご連絡ください。( ☎0120-89-0240)